

工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

平成24年12月21日

九重町告示第115号

改正 平成25年9月27日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要領は、町内建設業者の受注機会の拡大を図るため、九重町公共工事請負契約約款（平成8年九重町告示第45号）第10条第3項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務適用を緩和する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第2条 町長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、複数工事での兼務（以下「兼任」という。）を認めることができる。ただし、町長が現場代理人を兼務させることが適当でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 兼任しようとする工事が、すべて九重町が発注した工事であること。
- (2) 九重町内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者が請負う工事であること。
- (3) 兼任しようとする全ての工事現場において、町の監督職員等から常時連絡が取れる体制にあり、かつ必要に応じて速やかに工事現場へ到着できる状態にあること。
- (4) 兼任に係る各工事の当初請負金額が500万円未満であること。
- (5) 兼務をしようとする現場代理人が建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2項又は第15条第2項の規定に基づき営業所ごとに専任されている者（以下「営業所専任技術者」という。）ではないこと。
- (6) 特記仕様書に明示された工事であること。ただし、請負代金額が130万円未満の場合を除く。

(兼任できる工事件数)

第3条 同一者が現場代理人を兼務できる工事件数は3件とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定める件数とする。

- (1) 兼務しようとする工事に災害復旧工事が含まれる場合 4件
- (2) 各工事の請負代金額が130万円未満の場合 町長が認める件数

(現場代理人の兼任手続き)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任承認申請書（別記様式）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 受注者は、第2条第1項第5号に規定する営業所専任技術者を証する書類の提出を求められた場合は、前項の承認申請書にこれを添付して提出しなければならない。

(契約変更にかかる取扱)

第5条 現場代理人の兼任を認める工事において、変更契約により請負金額が500万円以上と

なった場合は、兼任を解除し新たに現場代理人の選任を求めることができるものとする。

(受注者の責務)

第6条 第1条から前条までの規定は、現場代理人を兼任する工事について、契約書等の規定で工事現場に現場代理人を常駐させることを前提とした責務を免除するものではない。

2 受注者は、現場代理人を兼任させることによって、契約書等で定められた事項の遵守に支障が生ずる恐れのある場合は、受注者の責任において直ちに必要な措置を講じなければならないものとする。

(現場代理人の兼任の取り消し等)

第7条 現場代理人が兼任する工事において、虚偽の届出はもとより、現場体制の不備又は工事の不良等が確認された場合は、現場代理人の兼任を取り消すとともに、指名停止等の必要な措置を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日告示第93号)

この告示は平成25年10月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

九重町長 殿

(受注者) 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

現場代理人兼任承認申請書

このたび、九重町と契約を締結する建設工事の現場代理人を下記のとおり兼務させていただく、工事請負契約書第10条及び工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領第4条の規定に基づき申請いたします。

現場代理人氏名	
緊急時連絡先	(携帯電話番号等)

【現在配置している工事】

工 事 名			
工 事 場 所	九重町大字		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
契 約 金 額	円		
主任技術者氏名			
発 注 担 当 課		監 督 員 氏 名	

【新規請負工事】（兼任させたい工事）

工 事 名			
工 事 場 所	九重町大字		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
契 約 金 額	円		
主任技術者氏名			
発 注 担 当 課		監 督 員 氏 名	

※枠が不足する場合は、必要に応じ追加すること。